

会員の種別等に関する細則

2018.5.20

この細則は、定款に定める事項のほか、当法人における会員の種別等の内容を定めます。

1. この法人の会員は、次の3種とします（定款第6条）。

①正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

②賛助会員（サポーター）

この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

③賛同会員

この法人の事業に賛同して入会した専門的知識を有する個人

2. 正会員の地位

- (1) 正会員は、特定非営利活動促進法上の社員としての地位を有します。総会において議決に加わり、当法人の基本的意思決定に参加します。
- (2) 正会員は、当法人のかかわる事業全般について情報提供を受け、その活動に参加することができます。
- (3) 正会員は、当法人の事業に参加した場合、理事会が別に定めるところにより、活動費および実費を受けることができます。
- (4) 正会員は、定款、本細則および当年度の総会決議に従い、入会金および会費を納入する義務を負うものとします。ただし、正会員が大学、短期大学、専門学校などに在学する学生であるときは、理事会の決するところにより、入会金および会費の全部または一部の納入を免除することができます。

3. 賛助会員の地位

賛助会員は、賛助費（寄付金）をもって当法人の事業を賛助し、支援（サポート）していただく会員です。賛助会員については、「サポーター」と呼称します。

4. 賛同会員の地位

賛同会員は、その専門的な地位や識見により、当法人の事業に寄与していただく会員です。

5. 入会金、会費の額について

特段の事情がない限り、総会決議を経て、入会金・会費については次のように定めます。

①正会員

入会金 10,000円

年会費 12,000円 ただし、新入会員は、毎年7月1日入会とする取扱いとし、初年度年会費は年度末までの9か月分に相当する金9000円とする。

②賛助会員（サポーター）

入会金および会費は徴収しません。

1口3000円の寄付金を当法人に寄せ、賛助していただくものとします。

③賛同会員 入会金および会費を徴収しません。

附則 2006年8月15日、本細則施行
2010年11月1日、本細則改正
2016年5月16日、本細則改正
2018年5月20日、本細則改正

備考

- 1 本細則2(4)ただし書きによる学生正会員の入会金および年会費の減免の取扱いについては、2010年11月1日理事会決議により、当分次のとおりとします。

記

学生正会員については、入会金および年会費をともに半額とすることができます。当該会員が学生から社会人になったときは、年会費については、その翌月から通常のコ額に復するものとします。

- 2 従前のボランティア会員制度については、2018年5月20日をもって廃止します。